○内閣府告示第十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県及び大分県東国東郡姫島村

二　地域再生計画の名称　ＩＴアイランド推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大分県東国東郡姫島村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十二月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県航空機産業集積化による地域イノベーションの創出計画

二　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

三　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千八百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十二月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県

二　地域再生計画の名称　大分県版第４次産業革命「ＯＩＴＡ４．０」推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大分県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道余市郡仁木町

二　構造改革特別区域の名称　ＮＩＫＩワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　北海道余市郡仁木町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田市

二　構造改革特別区域の名称　秋田市「農家のパーティ」どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　つくば市

二　構造改革特別区域の名称　つくばワイン・フルーツ酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　つくば市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木県那須郡那須町

二　構造改革特別区域の名称　那須町どぶろく・ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　栃木県那須郡那須町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都青ヶ島村

二　構造改革特別区域の名称　青酎特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都青ヶ島村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　飯田市

二　構造改革特別区域の名称　南信州飯田果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　飯田市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年十二月二十六日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　飯山市

二　構造改革特別区域の名称　北信州いいやまどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　飯山市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））